

5

第5部

森林經營管理制度

「第5部」では、森林経営管理制度の概要や事務の基本的な流れ等について説明します。森林経営管理制度の詳細については、林野庁発出通知等を参照してください。林野庁発出通知は、以下のURLに掲載しています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>

第1章

森林経営管理制度の趣旨及び概要

1 森林経営管理制度の趣旨

我が国の森林資源が本格的な利用期を迎える中、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を確保していくことが重要となっています。他方、我が国の民有林が小規模・分散的な所有構造にあることに加え、不在村者の増加等により、適切な林業経営や森林管理がなされず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じている森林もあります。

そのため、森林の経営管理の集積・集約化を図り、林業経営の効率化や森林の管理の適正化の一體的な促進を図る必要があります。これまで、森林経営計画制度（「第4部 森林経営計画」参照）等により、面的なまとまりのある森林を確保して効率的な森林の施業等に取り組んできたところですが、このような既存の取組に加え、経営管理が行われていない森林について集積・集約化を加速化させるべく、平成30年5月に「森林経営管理法」（平成30年法律第35号）が成立し（平成31年4月1日施行）、公的主体である市町村が中心となって森林の経営管理の集積・集約化を進める「森林経営管理制度」が措置されました¹⁾。

2 森林経営管理制度の概要

森林経営管理制度では、次の①から⑥までの仕組みを講じることとしています。

- ①森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに、
- ②市町村は、経営管理が行われていない森林等であって、当該市町村に経営管理を集積し、経営管理を行う必要がある森林を対象に森林所有者の意向を確認（意向調査を実施）し、
- ③森林所有者から経営管理の委託の希望等があった森林について、森林所有者等から同意を得て経営管理権集積計画を定め、経営管理について委託を受ける（経営管理権の取得）。
- ④その上で、
 - ア 林業経営に適した森林について、都道府県が公募・公表している民間事業者の中から再委託に応じる者があった場合には、市町村は経営管理実施権配分計画を定め、森林の経営管理を民間事業者に再委託する（経営管理実施権の設定）。

¹⁾ 森林経営管理法における「経営管理」は、「地域森林計画の対象森林について自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと」です。ここでの「経営」は林業経営、「管理」は森林管理を意味します。

イ 林業経営に適さない森林等で、民間事業者に再委託しない森林については、市町村自ら経営管理を行う（市町村森林経営管理事業）。

- ⑤共有者不明森林や所有者不明森林、確知所有者から同意を得られない森林についても、一定の手続きを経て経営管理の委託を受けることができる。
- ⑥このほか、市町村は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林について、災害等を防止するため必要な措置を講ずるべきことを命ずること（災害等防止措置命令）ができるほか、自らこれを行うことができる。

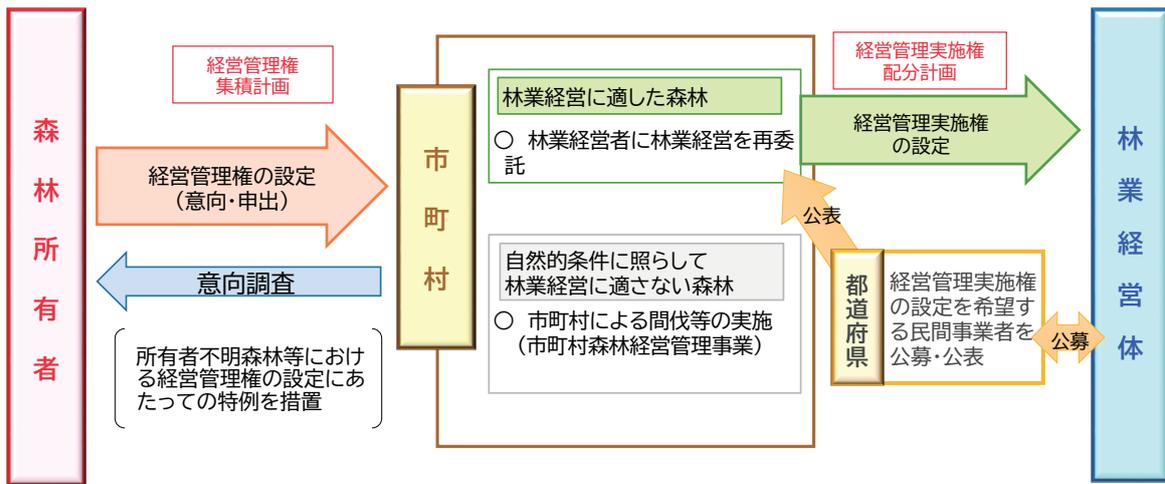


図5-1 森林経営管理制度(森林経営管理法)の概要

3 森林経営管理制度の改正の概要

利用期を迎えたわが国の森林について、森林の集積・集約化により森林資源の循環利用を進めるため、令和7年5月23日に改正森林経営管理法が成立し、同月30日に公布され、令和8年4月1日から施行されます。

これまでの森林経営管理制度の取組状況を見ると、全国の市町村で意向調査の取組が進むとともに、経営管理権集積計画の作成による市町村への委託のほか、林業経営体へのあっせんや、所有者との協定による間伐の実施といった森林経営管理制度以外の取組も含めれば、委託希望のあった森林の約半数について、森林整備につながる動きがあるなど未整備森林の解消に貢献しています。

一方で、経営管理実施権配分計画の作成により市町村から民間事業者へ再委託され、集積・集約化された森林の面積は低位に推移しており、林業経営に適した森林における集積・集約化への貢献が限定的であることが課題となっています。このような、これまでの森林経営管理制度の運用状況を踏まえ、大きく以下の2つの柱立てで、森林経営管理制度の改正が行われました。

①市町村の事務負担の軽減

市町村は、少ない人員で森林経営管理制度を含む森林政策を担っている現状等を踏まえ、制度の手続きについて簡素化を図りました。具体的には、経営管理権の設定に係る関係権利者の全員同意要件について緩和するほか、所有者不明森林等の特例における公告期間を6か月から2か月

に短縮しています。

加えて、市町村の業務の外部委託を促進するための対応として、経営管理支援法人制度を導入しています。

②地域の関係者の連携を強化する新たな仕組み（集約化構想制度）の創設

地域の関係者で話し合いを行い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成することを通じて、民間事業者に対し、経営管理に必要な権利を迅速に設定・移転し、森林の集積・集約化を進めるための新たな仕組みとして集約化構想制度を創設しました。

市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設

関係者で話し合い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成

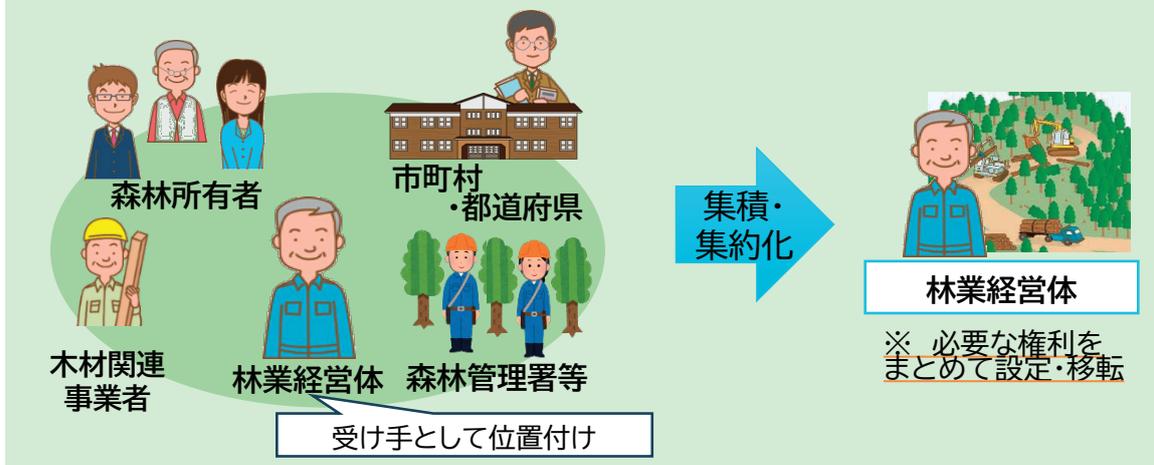


図5-2 森林経営管理制度(森林経営管理法)の改正の概要

第2章

森林経営管理制度の基本的な事務の流れ

森林経営管理制度は、市町村が主体となって森林の経営管理の集積・集約化を進める制度です。この章では、市町村が行う森林経営管理制度の基本的な事務について記載します（基本的な事務の流れは図5-3参照）。

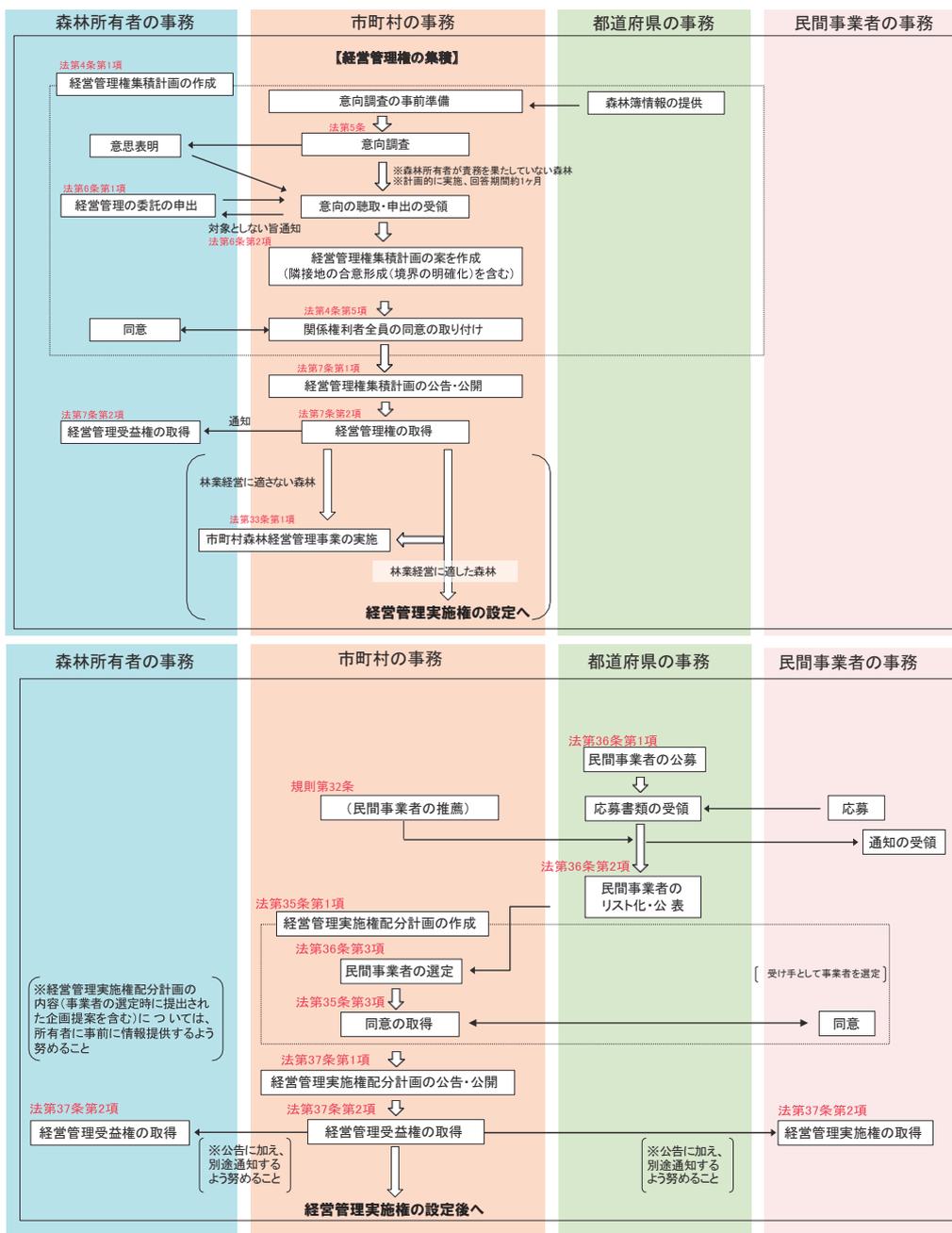


図5-3 森林経営管理制度の事務全体の流れ

1 経営管理権集積計画の作成等

(1) 意向調査の準備作業

市町村は、地域森林計画の対象森林のうち、経営管理が行われていない森林等であって、当該市町村に経営管理を集積し経営管理を行う（経営管理権集積計画を定める）必要がある森林について、森林所有者に経営管理の意向を確認（意向調査）することが必要です。

しかし、森林面積が大きい市町村では、一度に全ての森林について意向調査を行うことは難しいと思いますので、地域の実情に応じて優先順位を決めて計画的に実施することを想定しています。

そのためには、意向調査を実施する前に、区域内の森林において森林簿等により施業履歴や森林経営計画の有無等を確認し、意向調査の対象森林を抽出するとともに、林地台帳等により森林所有者情報を確認し、意向調査の実施年度を整理した実施計画を作成するなどの準備作業を進めておくことが重要です。また、本作業を進めるに当たっては、地域の森林・林業関係者はもとより、地域住民の方々とも連携することが望ましいと考えています。

なお、経営管理が行われていない森林等とは、森林の多面的機能の発揮のために間伐等の施業を実施すべくにもかかわらず、長期間にわたって施業が実施されていない森林及び地域の実情に応じて、今後適切な経営管理が行われなくなるおそれがあるものとして市町村が認める森林です。例えば、最後の間伐から10年以上経過している森林等が考えられます。

意向調査実施年度	所在	地番	林班	小班	面積 (ha)	林種 樹種	林齢	施業履歴	森林経営計画の有無	森林所有者の氏名・住所	その他参考となる情報
R2	●●市◆◆	123	12	17	1.6	人工林 スギ	40	H22間伐	有 R2間伐	●●氏 ●●市	共有者 ▲▲氏 ▲▲市
R2	〃	123	12	18		〃	40	H22間伐	無	●●氏 ●●市	共有者 ▲▲氏 ▲▲市
R1	〃	124	13	17	2.5	〃	60	無	無	●●氏 ●●市	—
R1	〃	124	13	18		〃	30	H15除伐	無	■●氏 ■●市	—
—	〃	125	14	17	1.0	〃	41	H29間伐	有 R4終了	■●氏 ■●市	—
R3	〃	126	15	17	1.2	〃	42	H25間伐	無	■●氏 ■●市	—
R4	〃	127	16	20	1.5	〃	45	H24間伐	無	—	—

図5-4 意向調査の実施計画イメージ

(2) 意向調査の実施

意向調査は、市町村が森林所有者に対して、経営管理の現況（間伐の実施や見回り等の管理の実施状況）や見通し（今後自ら経営管理を行う、市町村に経営管理を委託する等の意向）等を聞く調査ですので、森林所有者が法の趣旨や内容を十分に理解した上で回答いただくことが重要です。そのため意向調査票の郵送のみならず、集落座談会の開催や訪問調査、市町村の広報等を活用した周知などを行うことが望ましいです。意向調査を郵送で実施する場合は、制度の概要を記載したパンフレットや所有山林の現在の状況等の情報を同封することが望ましいです。

(3) 経営管理権集積計画の作成

意向調査において森林所有者から市町村に経営管理を委託することを希望する旨の回答があった場合又は森林所有者が市町村に経営管理の委託を申し出てきた場合であって、市町村が当該森林の経営管理権を取得することが必要かつ適当と認める場合には、経営管理権集積計画の作成手続を行います。

経営管理権集積計画とは、森林所有者と市町村の受委託関係について記載された行政計画です。市町村は、経営管理権集積計画を公告することで経営管理権を取得し、当該森林について、経営管理権集積計画に定められた内容の経営管理を行うことが可能となります。

具体的な経営管理権集積計画の記載事項とその内容は、次の表5-1のとおりです。市町村は、森林所有者と協議の上、表5-1の記載事項について定めることとなります。経営管理権集積計画は、地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれている計画でなければならないため、地域森林計画や市町村森林整備計画に定められた施業方法等に沿って作成する必要があります。

(4) 経営管理権集積計画の作成に当たっての留意点

市町村は経営管理権を取得した後、林業経営に適した森林については民間事業者に経営管理実施権を設定し、林業経営に適さない森林については市町村自ら経営管理を行います。

民間事業者に経営管理実施権を設定する場合には、経営管理実施権配分計画を作成する必要があります。その存続期間や経営管理の内容等は経営管理権集積計画の記載事項の範囲内で定める必要があります。このため、林業経営に適した森林又はその可能性がある森林において経営管理権集積計画を定める場合には、経営管理実施権配分計画を定めた場合の内容等も記載する必要があります。

(5) 経営管理権集積計画への関係権利者の同意取得、公告・公開

経営管理権集積計画は、公告することで経営管理権が設定されますが、その前に、対象森林の森林所有者や賃借権等の使用収益権を有する者（関係権利者）全員の同意を得る必要があります。関係権利者の同意が得られた後、市町村が経営管理権集積計画を公告することで市町村は経営管理権を取得します。

表5-1 経営管理権集積計画の記載事項とその内容

記載事項	記載内容
一 集積計画対象森林の所在、地番、地目及び面積	経営管理権を設定する森林の所在、地番、地目及び地番ごとの面積について記載
二 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所	当該経営管理権集積計画の当事者となる森林所有者（共有林の場合は共有者全員）の氏名又は名称及び住所を記載
三 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間	「始期」には、一の森林について経営管理権に基づく経営管理を開始する時期を記載 「存続期間」には、一の森林について経営管理権に基づく経営管理を行う期間を記載
四 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	一の森林において、経営管理権に基づいて行う立木の伐採、木材の販売、造林及び保育の具体的な方法を記載
五 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	一の森林における経営管理権に基づく経営管理により発生する利益の算定方法並びにその支払の時期、相手方及び方法について記載
六 集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件	森林所有者が、当該集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨を記載
七 存続期間の満了時及び経営管理権集積計画に基づく委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	市町村が森林所有者に対して支払うべき金銭がある場合は、その金銭を支払う相手方及びその方法を記載すること。なお、森林所有者が金銭を負担する可能性がある場合には、森林所有者が金銭を市町村に支払う方法も記載
八 その他農林水産省令で定める事項	市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（三から五まで及び七に掲げる事項を除く。）を記載 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 例：経営管理権の設定を受けた市町村又はその委託を受けて施業を実施する者は、経営管理の実施にあたり、経営管理権が設定された森林に立ち入り、森林作業道等の施設を設置し又は設置した施設を利用できること。また、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者は、経営管理権が設定された森林に立ち入ることができること。 </div> 等

なお、令和7年の森林経営管理法の改正により、収入間伐を含む間伐全般と保育施業を内容とする経営管理権を設定する場合には、共有者全員ではなく、共有林の2分の1超の持分を持つ者の同意でよいこととする措置が講じられています（間伐等経営管理権の設定）。

また、経営管理権については、公告の後、新たに当該森林の森林所有者となった者に対しても、その効力があります。そのため、経営管理権の存続期間中は、新たな森林所有者に不利益が生じることを防ぐ観点から誰でも経営管理権が設定されていることを確認できるように当該経営管理権集積計画を公開しておくこととしています。

（6）経営管理権集積計画の作成手続の特例

経営管理権集積計画を作成するに当たっては、間伐等経営管理権の設定を除き、関係権利者全員の同意を得たものである必要があるため、森林所有者の全部又は一部が不明な森林や森林所有者が経営管理権集積計画への同意・不同意を明らかにしない森林については、経営管理権を取得できません。

この場合、林業経営の効率化や森林の管理の適正化の一体的な促進が図られなくなってしまうことから、このような森林についても経営管理権を取得することが可能となるよう、経営管理権集積計画の作成手続の特例が措置されています。

共有林において、森林所有者（共有者）の一部が不明である場合には、市町村が戸籍謄本等により不明な共有者を一定範囲まで探索し、なお不明な場合は、定めようとする経営管理権集積計画及び共有者が不明な旨等の事項を2か月の間公告し、不明な共有者から異議の申出がなければ、同意があったものとみなし、経営管理権集積計画を定めることができます（公告期間は令和7年の法改正により6か月から2か月に短縮されています）。

森林所有者の全部が不明の場合にも、同様に市町村が戸籍謄本等により不明な森林所有者を探索し、なお不明な場合は、定めようとする経営管理権集積計画及び森林所有者が不明な旨等の事項を2か月の間公告し、森林所有者から申出がなければ、都道府県知事に裁定を申請します。都道府県知事が裁定をした場合には、不明な森林所有者からの同意があったものとみなし、経営管理権集積計画を定めることができます。

森林所有者が経営管理権集積計画への同意・不同意を明らかにしない森林や自ら経営管理を実施する旨の意向を示したにもかかわらず、その後経営管理を実施していない森林については、市町村が森林所有者に対して、定めようとする経営管理権集積計画に同意すべき旨を勧告し、2か月以内に同意しない場合は、同意勧告の日から6か月以内に都道府県知事に裁定を申請します。都道府県知事は、森林所有者に意見書の提出の機会を与えた上で裁定を行います。都道府県知事が裁定をした場合には、森林所有者からの同意があったものとみなし、経営管理権集積計画を定めることができます。

なお、当該勧告を行う場合には、当該森林が長期間にわたって施業が実施されていない森林であり、かつ勧告を行う前に、森林所有者の意向等を聴取するなどした上で、勧告すべき事項について十分検討等を行うこととします。

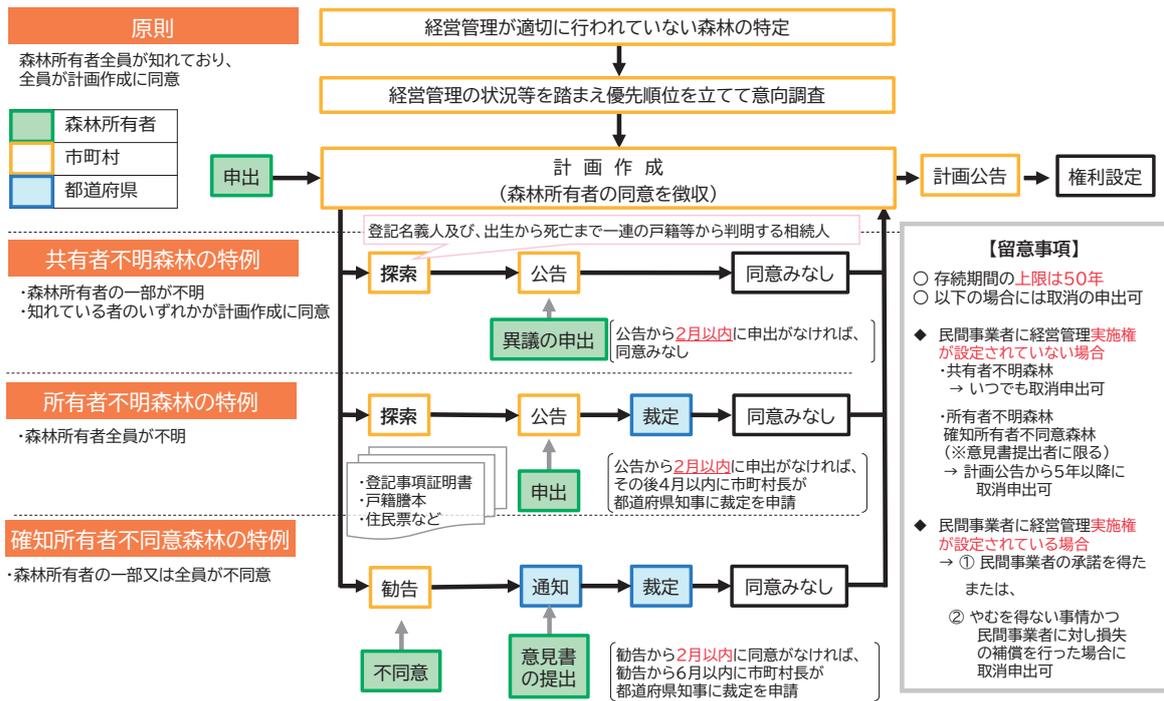


図5-5 経営管理権集積計画の作成手続の特例

2 市町村森林経営管理事業

市町村は経営管理権を取得した森林のうち、林業経営に適さない森林や民間事業者に経営管理実施権を設定するまでの間の森林については、経営管理権集積計画に定められた経営管理の内容に基づき、市町村森林経営管理事業を行うこととなります。

このため、経営管理の内容については、その森林の自然的条件等の状況を踏まえ、例えば、自然的条件が悪く今後とも経済的に成り立たない森林においては、間伐を繰り返して複層林化する、自然的条件が良く、経済的に成り立つと見込まれるものの、民間事業者に経営管理実施権を設定できない森林においては、間伐により長伐期施業を実施する等を定めておく必要があります。

また、市町村森林経営管理事業の実施に当たっては、当該事業を民間事業者に発注すること等により、民間事業者の有する技術的能力の活用に配慮する必要があります。

3 経営管理実施権配分計画の作成

市町村は経営管理権を取得した森林のうち、林業経営に適した森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、経営管理実施権配分計画を作成することとなります。

(1) 民間事業者の選定

市町村が経営管理実施権を設定できる民間事業者は、都道府県が森林経営管理法の規定により公募し、一定の要件に適合する者として公表している民間事業者です。一定の要件に適合する者とは、①経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められ、かつ②経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められる者です。具体的には、素材生産の生産量の増加や生産性の向上について目標を有している、主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有している等に適合する者です。

市町村は、都道府県が公表する民間事業者の中から経営管理実施権配分計画の記載事項について提案を求め、当該提案を適切に審査及び評価した上で、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定します。この選定は、公正で過程の透明化が図られた方法により行われる必要があるため、評価方法等を事前に公表するとともに、評価後にその結果を公表する必要があります。

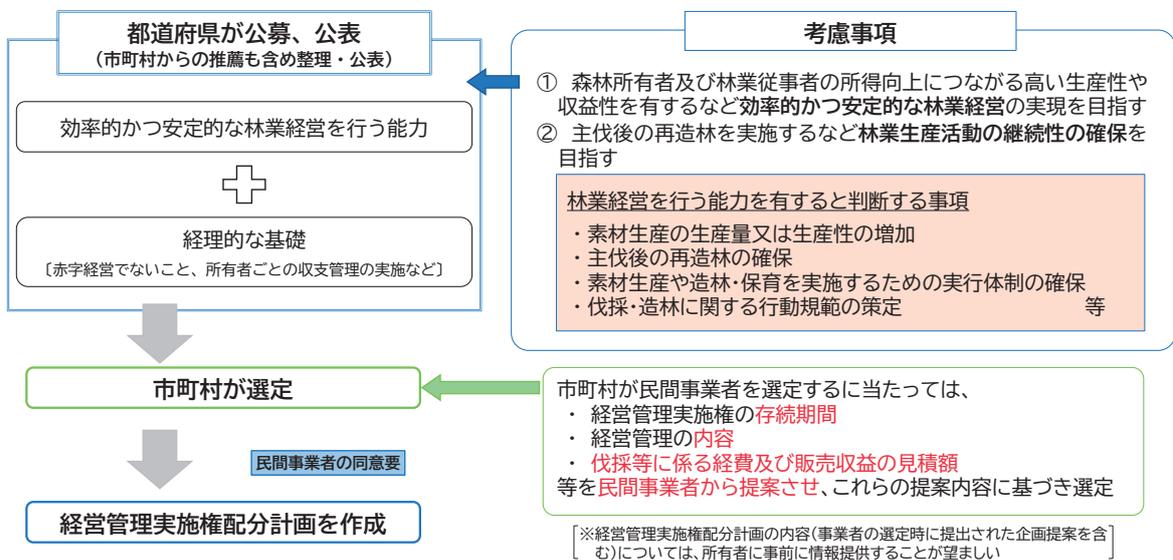


図5-6 民間事業者選定の流れ

(2) 経営管理実施権配分計画の作成

市町村は選定した民間事業者に経営管理実施権の設定を行う場合には、経営管理実施権配分計画を作成します。経営管理実施権配分計画は、経営管理権集積計画と同様の行政計画で、市町村、民間事業者及び森林所有者の間の受委託関係を定めたものです。市町村が経営管理実施権配分計画を公告することで民間事業者に経営管理実施権が設定され、設定を受けた民間事業者が当該経営管理

実施権配分計画に定められた内容の経営管理を行うことが可能となります。

具体的な記載事項は、経営管理権集積計画と同様です（表5-1参照）。その中でも、経営管理の内容、経営管理実施権の存続期間等の記載事項については、民間事業者からの提案を踏まえて作成することとなりますが、経営管理の内容に主伐が含まれる場合は、成林に一定の目処がつくよう、経営管理実施権の存続期間を15年以上（主伐後10年以上）に設定することが必要です。

（3）経営管理実施権配分計画への民間事業者の同意取得、公告・公開

経営管理実施権配分計画は、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の同意が得られているものでなければならぬため、定めようとする経営管理実施権配分計画に民間事業者から同意を得た上で、経営管理実施権配分計画を公告します。当該公告により、民間事業者に経営管理実施権が設定されます。また、経営管理権集積計画と同様に公開します。

4 地域経営管理集約化構想及び権利集積配分一括計画の作成

（1）地域経営管理集約化構想の作成（集約化構想制度）

集約化構想制度は、特に、いわゆる「林業経営に適した森林」であるにも関わらず、まだ集積・集約化が進められていない森林等について、迅速に手当てできるよう、令和7年の森林経営管理法の改正により新たに措置された制度です。

市町村は、従来の集積計画・配分計画の仕組みと、新たな集約化構想の仕組みを、地域の森林の状況や市町村の森林経営管理制度の活用方針等に応じて任意に選択又は組み合わせ活用することができます。集約化構想は、地域の関係者が連携して、集約化する森林やその受け手、路網整備等の条件整備など、目指すべき将来像を定めるものです。

具体的な手続きとしては、まず、都道府県が、集約化構想において受け手となることを希望する民間事業者（適合事業者）を公募・公表します。これは従来の仕組みにおける民間事業者の公募・公表の仕組みとは法律上、別の仕組みですが、両者の要件は同一とし、同時に手続きできるようにするなど、公表を行う都道府県や応募する民間事業者の負担とならないようにしています。

市町村は、集約化構想を作成しようとする地域を選定し、地域内の森林所有者に意向調査を行います。これまでに実施した意向調査の結果を活用することも可能です。この意向調査の結果や地域の森林の資源状況などを踏まえ、都道府県、都道府県により公表された適合事業者や森林所有者の代表、川中の木材事業者、有識者などの地域の関係者との協議を行い、集約化構想の案を作成します。

集約化構想には、一体として経営管理を行う区域や経営管理の方針、集約化のために経営管理実施権の設定等をすべき森林（構想森林）、その受け手となる適合事業者（構想適合事業者）、路網整備や境界明確化等の条件整備の内容などについて定めます。協議により構想案を作成した後、関係者への意見照会や縦覧手続きを経て、集約化構想を決定・公告します。なお、集約化構想は単独の市町村による作成のほか、複数市町村や都道府県と共同して作成することも可能です。

(2) 権利集積配分一括計画の作成

集約化構想に基づき、受け手である構想適合事業者が経営管理を実行するため、市町村は権利集積配分一括計画を作成します。これは、従来の仕組みにおける経営管理権集積計画（森林所有者→市町村）と経営管理実施権配分計画（市町村→民間事業者）を1つの計画として作成し、経営管理権と経営管理実施権を一括で設定するものです。計画作成に当たっては、集積計画と同様に、対象森林の森林所有者を含む関係権利者全員の同意を取得します。この際、市町村は、集約化構想で構想適合事業者の求めに応じて、集約化構想の実現のために必要な限度において、森林所有者の個人情報を提供できることとしており、市町村と構想適合事業者が連携して、具体的な施業提案などを示しながら、森林所有者への働きかけ・同意取得を行うことが可能となります。なお、集積計画の作成の項目（Ⅱ（5）・（6））で説明した間伐等経営管理権の設定や、所有者不明森林等の特例も適用可能です。

また、この一括計画では、立木の伐採・造林を行う権利である経営管理権（経営管理実施権）の設定に加え、森林の所有権の移転も可能です。森林所有者が森林自体を手放したいと希望し、構想適合事業者に購入したいという意向があって両者が合意すれば、一括計画に記載することにより所有権が移転されます。なお所有権の移転については、間伐等経営管理権の設定や所有者不明森林等の特例は適用できません。

森林所有者等の関係権利者と構想適合事業者の同意を得た上で、権利集積配分一括計画を公告することにより、経営管理権及び経営管理実施権が設定または所有権が移転されます。このほか、一括計画ではなく、構想適合事業者へのあっせんなどにより集約化を進める選択肢もありえます。地域の状況に応じて効果的な方法で集積・集約化を進められるよう、地域の関係者で協議しながら集約化構想を作成することが重要です。

集約化構想制度は、従来の仕組みと比べ、市町村だけでなく、民間事業者を含む地域の関係者で話し合い（協議）して制度を進めることや、あらかじめ受け手となる民間事業者（構想適合事業者）を決めた上で、市町村と構想適合事業者が連携して同意取得を行い、一括で権利を設定・移転が可能であることが主なポイントです。

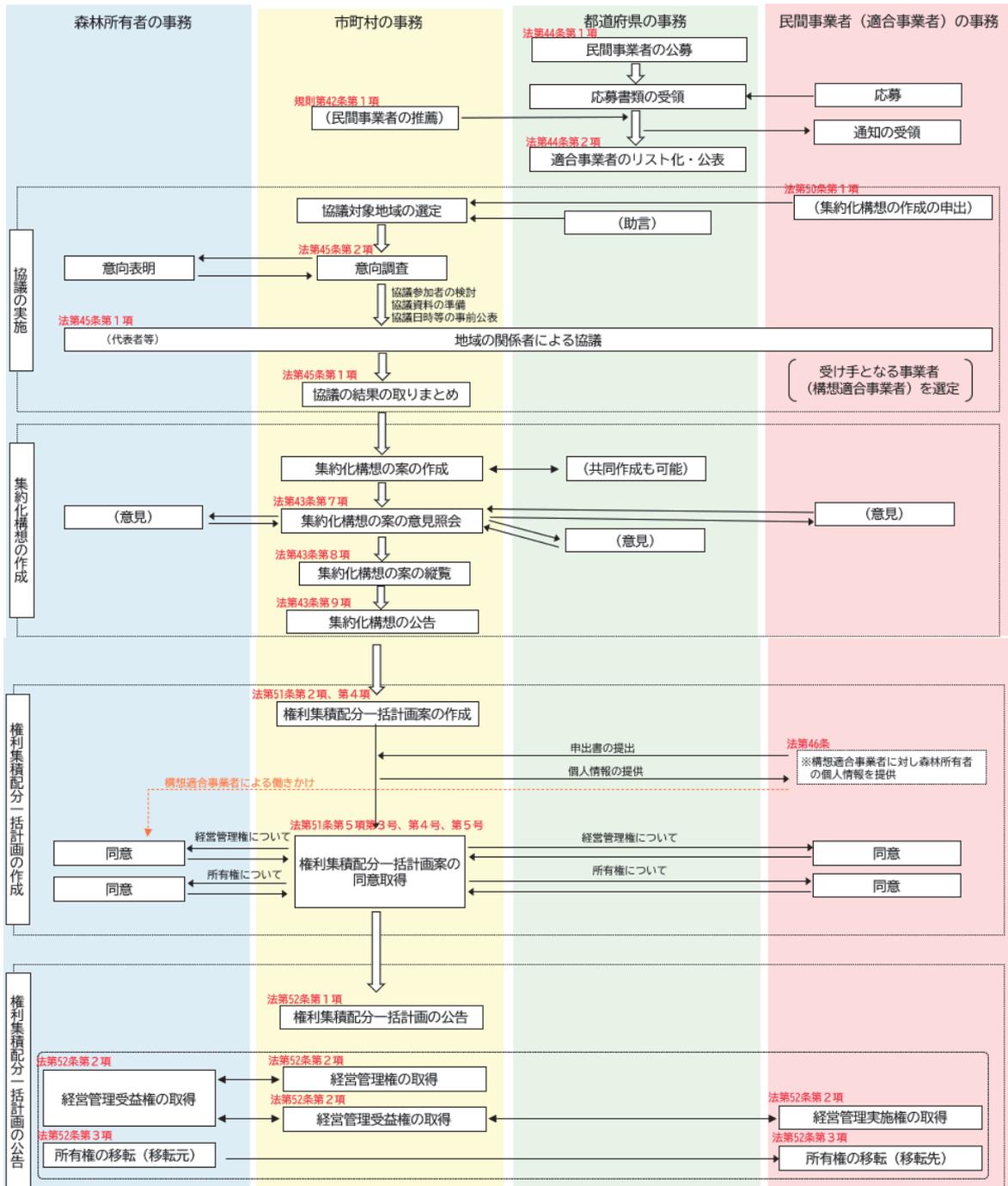


図5-7 集約化構想及び権利集積配分一括計画の作成手続きの流れ

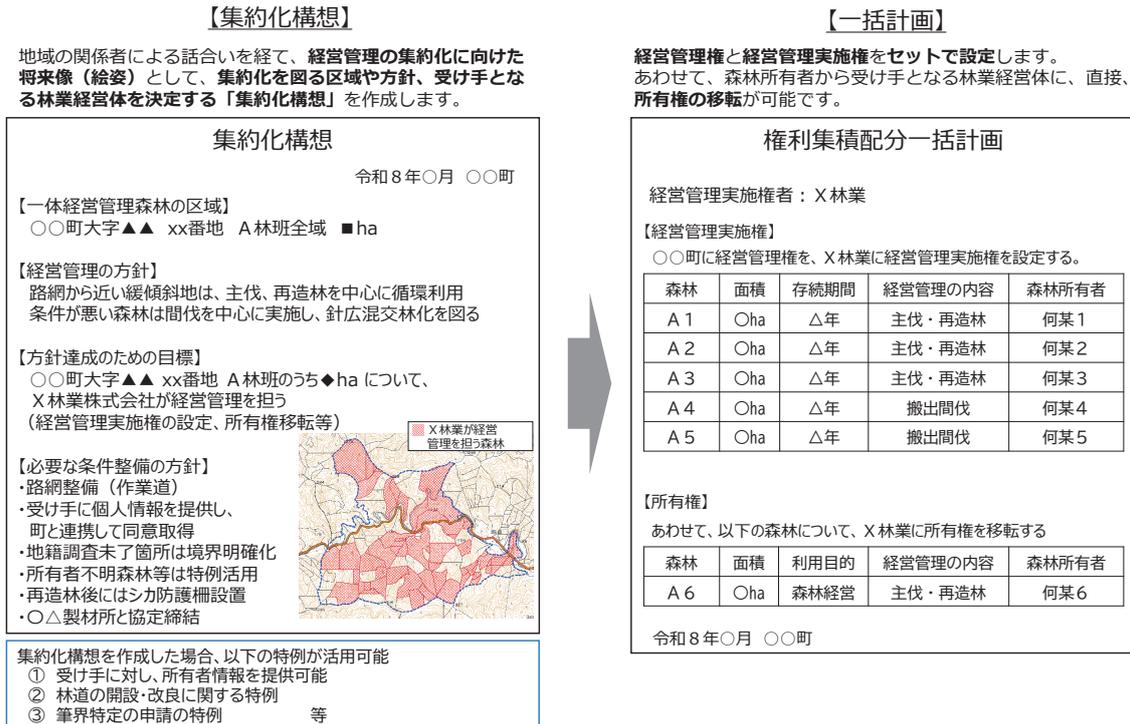


図5-8 集約化構想及び権利集積配分一括計画のイメージ

5 経営管理支援法人の指定

森林経営管理法に基づく市町村の事務は、経営管理権の集積に向けた森林所有者の探索や森林調査、経営管理の円滑な実施に必要な路網整備や森林施業の検討、森林所有者・民間事業者との調整など、多くの事務を実施する必要があります。

これらの事務の中には、

- ① 森林所有者の探索など、法務面の知見があることが望ましい事務や、
- ② 森林調査や必要な森林施業の検討など、

森林・林業に係る専門技術的な知見を要する事務も存在しており、多大な事務量となるものもあります。経営管理支援法人制度は、このような法人と市町村との連携を一層強化するとともに、こうした取組を行う法人にも広がり生まれることで、市町村が効率的かつ効果的な制度運用をできるような措置しているものであり、市町村が上記のような趣旨で連携を図ろうとする法人を指定することができる制度です。

市町村から、経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）の指定を受けることができるのは、次に掲げる①及び②の要件の両方を満たす法人です。

- ① 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する法人であること。
 - （ア）特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）であること
 - （イ）経営管理の実施を支援する活動を行う法人であること

② 法第58条各号に掲げる支援法人の業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。

「経営管理の実施を支援する活動を行う法人」は、森林所有者や民間事業者、市町村が経営管理を行う場合に必要な支援を行う法人が該当し、例えば、民間事業者や市町村が森林所有者の探索を行う場合に法務面の支援を行う法人や、森林所有者や市町村が経営管理を行う場合に、必要な森林調査や森林施業に係る計画の検討、ICT技術や測量技術なども活用した森林境界の明確化の支援などを行う法人が該当します。

具体的には、以下のような法人が、支援法人として活動することが期待されます。

- ・ 都道府県や複数の市町村が共同で設置している公益法人等
 - ・ 森林の集積・集約化に専門的知見を有する森林組合連合会等の林業団体
 - ・ ICT技術を活かして林業のスマート化に取り組んでいる企業
- これらのほか、
- ・ 相続・登記などの法務その他の専門家（弁護士、司法書士、行政書士等）による法人
 - ・ 森林の集積・集約化等に密接に関連するまちづくり、地域活性化、移住・定住等を目的とする事業に取り組む法人
 - ・ 森林総合監理士（フォレスター）等が所属する、地域の森林づくり構想の作成・合意形成、路網計画作成等の知見・実績がある法人

なども含め、幅広い法人の参入を期待しています。

なお、指定するかしないかは任意であり、1市町村で複数の法人を指定することも可能です。一方で、指定を受けなければ業務委託を受けられなくなるというものではありません。

支援法人は、委託等により、「森林所有者からの相談対応、マッチング」、「境界明確化」、「森林所有者の探索」、「森林調査」等の業務を実施し、市町村を支援しますが、これらは例示であり、この中の一部の業務を行うことや、これら以外の業務を行うことも可能です。

法人は、支援法人として指定されることにより、公的信用力が付与され、活動に対する住民等の理解向上や円滑な業務実施が図られます。

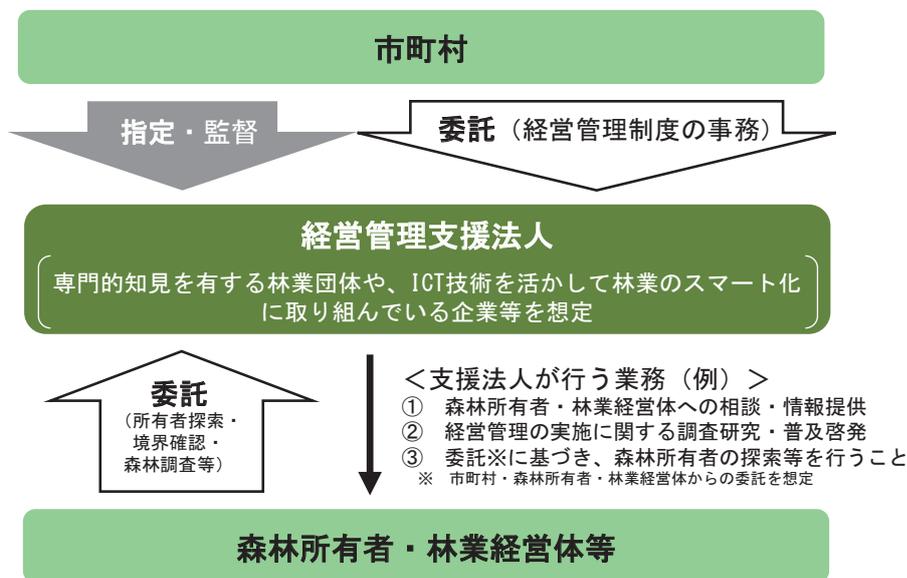


図5-9 経営管理支援法人制度のイメージ

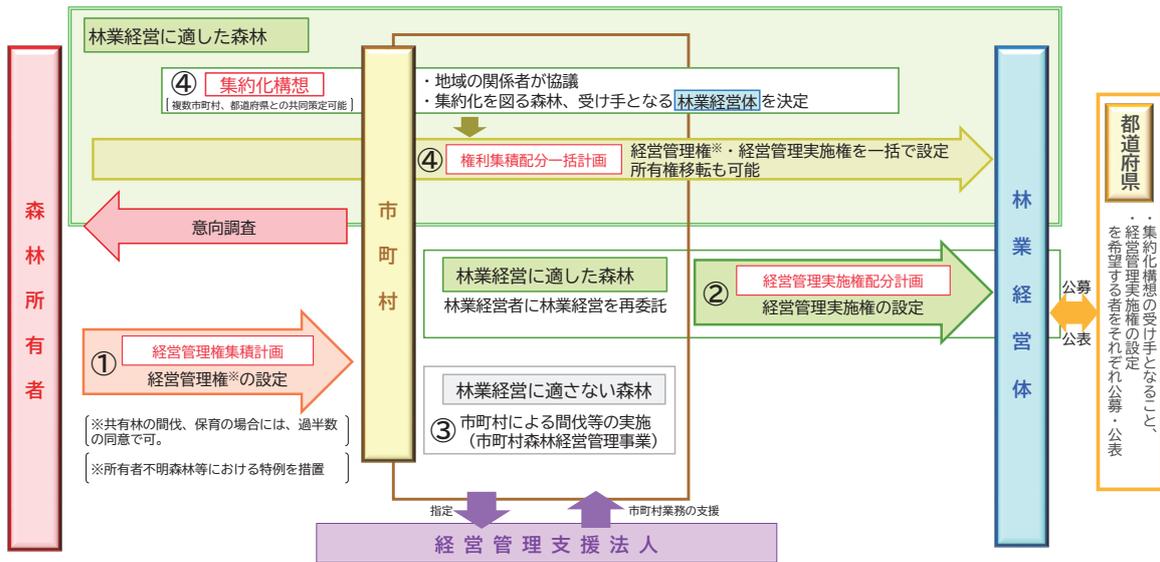


図5-10 森林経営管理法の改正内容も含めた制度の全体スキーム

6 災害等防止措置命令等

市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林において、災害等の事態の発生を防止するために必要かつ適当と認める場合には、当該事態の発生を防止のために伐採、保育等の必要な措置（災害等防止措置）を講ずべきことを森林所有者に命じることができます。

さらに、森林所有者が災害等防止措置を講じないとき、又は、講じても十分でないとき等の場合、市町村の長は自ら災害等防止措置を講ずることができます。

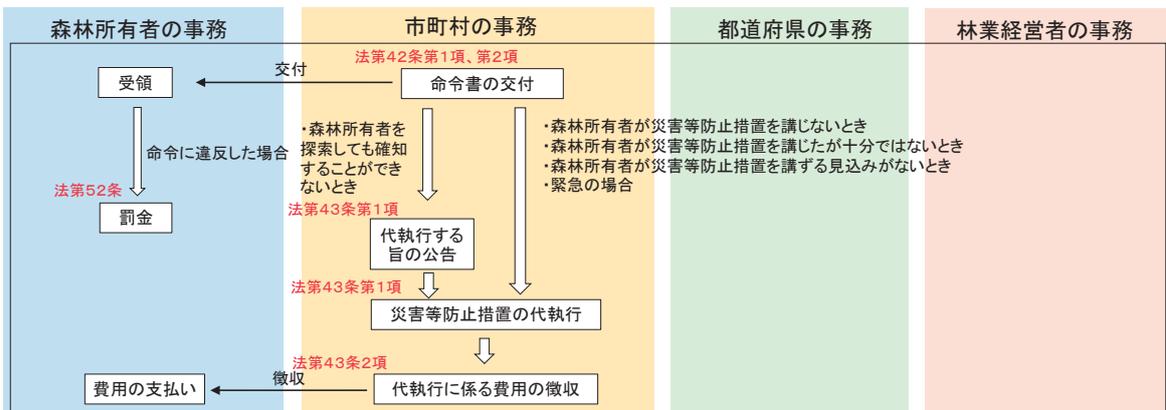


図5-11 災害等防止措置命令に係る事務の流れ

第3章

森林総合監理士(フォレスター)に期待されること

「第2章」で記載したとおり、市町村は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、区域内の森林について経営管理が円滑に行われるよう、様々な事務を行うこととなります。

その中でも、意向調査の対象森林の選定や優先順位の決定等においては、地域の関係者の意見を聞いた上で取り組むことが望ましいと考えられるとともに、市町村森林整備計画で定められたゾーニングや施業方法等に沿った経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画を作成する等、地域のマスタープランである市町村森林整備計画に基づいて取り組むことが重要となります。そのため、森林総合監理士(フォレスター)には、市町村が意向調査の対象森林の抽出、意向調査の実施計画の作成、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等を行うに当たって、地域の関係者との合意形成に向けた支援や、市町村森林整備計画との整合性といった観点から助言を行うこと等が期待されます。とりわけ、改正法により森林の循環利用に向けてさらなる集積・集約化を進めるための仕組みとして設けられた集約化構想制度では、関係者の協議の場や、地域の森林づくりの方針となる集約化構想案の作成、これに基づく効率的な経営管理の実施などの各場面において、森林総合監理士(フォレスター)の豊富な知識、経験、リーダーシップ、コーディネート能力の一層の発揮が期待されます。さらに、民間の森林総合監理士(フォレスター)が経営管理支援法人の構成員として参画し、市町村を支援することも期待されます。

コラム

森林経営管理制度と森林経営計画の関係について

経営管理権集積計画や経営管理実施権配分計画、権利集積配分一括計画は、市町村や民間事業者が委託を受ける施業の種類等が記載されているのみであるため、計画的な経営管理のためには森林経営計画の作成が必要となります。特に、民間事業者が経営管理実施権により経営管理を行う場合、計画的な主伐及び主伐後の再造林等を行う必要があるため、森林経営計画を作成するよう指導する必要があります。

なお、経営管理権集積計画や経営管理実施権配分計画、権利集積配分一括計画は行政計画ですが、これらの計画を公告することにより森林所有者や民間事業者との間に受委託関係が発生します。このため、経営委託の契約書と同様の効果があることから、森林経営計画を作成するにあたり改めて森林所有者との間で経営委託の契約を締結する必要はありません。